

メディア・コミュニケーション 2018 No.68 抜刷

EU 視聴覚メディア・サービス 指令 (翻訳)

井上 淳

慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所

EU 視聴覚メディア・サービス 指令 (翻訳)

(翻訳) 井上 淳[#]



視聴覚メディアの提供に関する加盟国の法、規制又は行政行為により実現される特定の条文の調和に関する欧州議会及理事会の 2010 年 3 月 10 日の指令 2010/13/EU (「視聴覚メディア・サービス指令」)

欧州議会と欧州理事会は、
欧州連合の運営に関する条約、特に第 53 条第 1 項及び第 62 条にかんがみ、
欧州委員会からの提案にかんがみ、
通常の法制手続¹に沿って、
以下の諸点を考慮し、

(1) 加盟国における法、規制又は行政行為により定められた特定の条文の調整に係る 1989 年 10 月 3 日の視聴覚メディア・サービスの提供に関する欧州議会及び理事会 89/552/EEC 指令 (視聴覚メディア・サービス指令²) は、実質的に数回³改正されてきた。当該指令は、明確化及び合理化のために統合されるべきである。

(2) 様々な技術を利用した方法により国境を越えて提供される視聴覚メディア・サービスは、欧州連合の目的を追求する方法の一つである。一定の措置は、国内市場から番組の制作及び配信の

[#] 本資料は、「視聴覚メディアの提供に関する加盟国の法、規制又は行政行為により実現される特定の条文の調和に関する欧州議会及理事会の 2010 年 3 月 10 日の指令 2010/13/EU」(OJ L 95, 15.4.2010, p.1) を訳出したものである。同指令は、EU における情報の自由な流通等を図るため、1989 年に国境なきテレビジョン指令として制定され、その後、2007 年の通信と放送の融合の進展を踏まえた改正等の数次の改正を経て、2010 年、明確化及び合理化のため統合版として制定されたものである。同指令は、EU における視聴覚メディア・サービスに対する規律を規定しているが、その中には我が国と共通する課題に関するものも多く含まれている。このため、我が国が直面する放送を含む様々なメディアの課題を検討するためにも、同指令を翻訳し、誰もが簡便に参照できるようにしておくことは意義あることと考える。一方、翻訳に当たっては、翻訳者の能力の問題のほか、一言一句が慎重に選ばれている法令という性格上可能な限りの逐語訳を試みたため (特に条文)、読みにくい面があることは否定できない。この点については、各位の批判を仰ぎ精査を重ねたいと考えている。また、本資料は、筆者が属している、又は属したことがある組織の解釈等を示すものではなく、すべて筆者の個人的な解釈等である。

なお、2017 年 11 月末現在、本指令を改正する指令案 (2016/0151 (COD)) が欧州議会及び理事会において審議中である。審議後に採択されて改正される本指令については、ホームページ等適宜の方法により公表したいと考えている。

¹ Position of the European Parliament of 20 October 2009 and Council Decision 15 February 2010.

² OJ L 298, 17.10.1989, p23.

³ See Annex 1, Part A (omitted)

共通市場への移行を許可し確保するとともに、視聴覚メディア・サービスによって果たされるべき公共の利益の役割を妨げることなく公正な競争の条件を保証するために必要である。

(3) 欧州評議会は、国境を越えるテレビジョンに関する欧州協約を採択した。

(4) 視聴覚メディア・サービスの伝送に関する新技術を踏まえれば、放送活動の実施に係る規制の枠組は、構造的変化による影響、情報通信技術の普及及びビジネスモデル（特に商業放送の資金調達）の技術的な発展を考慮するべきであり、かつ、文化的及び言語的な多様性に対する尊重だけでなく、欧州の情報技術並びにメディアの産業及びサービスに対する競争力及び法的確定性に関する最適な条件も確保するべきである。

(5) 視聴覚メディア・サービスは、経済的なサービスであると同程度に文化的なサービスである。社会、民主主義（特に情報の自由、意見の多様性、メディアの多元性を確保することによるもの）、教育及び文化に対する視聴覚メディア・サービスの重要性は増大しており、これらのサービスに対する特別なルールの適用が正当化される。

(6) 欧州連合の運営に関する条約第 167 条 (4) は、特に文化の多様性を尊重し促進するため、同条約の他の条文に係る欧州連合の行動において、文化的な側面を考慮するよう欧州連合に求めている。

(7) ドーハラウンド及び WTO 閣僚会議に関する 2005 年 12 月 1 日⁴及び 2006 年 4 月 4 日⁵の決議において、欧州議会は、視聴覚サービス等の基本的な公共サービスがサービスの貿易に関する一般協定 (GATS) の交渉の自由化の対象から除外されるよう求めた。2006 年 4 月 27 日の決議⁶において、欧州議会は、文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約を支持したが、同条約は、特に「文化的な活動、物及びサービスは、個性、価値観及び意義を伝達するため、経済的及び文化的性質の双方を有し、商業的価値を有するもののみとして扱ってはならない」と述べている。文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約の結論に関する 2006 年 5 月 18 日理事会決定 (2006/515/EC)⁷は、欧州共同体を代表してユネスコ条約を是認した。条約は、2007 年 3 月 18 日に発効した。この指令は、同条約の原則を尊重する。

(8) 加盟国は、テレビジョン番組の移動や取引の自由有害となり、又は、テレビジョン放送される情報及び情報産業全体としての多元性及び自由に関する制約につながる支配的地位の形成を促進するおそれのある、いかなる行為も防止するよう措置することが不可欠である。

(9) この指令は、欧州連合による既存又は将来の調和のための行為を妨げない。特に消費者の保護並びに商業的取引及び競争の公正性に関する義務的な条件を満たすための調和のための行為を妨げない。

(10) 伝統的な視聴覚メディア・サービス（テレビジョン等）及び新興のオンデマンド視聴覚メディア・サービスは、欧州連合における重大な雇用機会、特に中小企業の雇用機会を提供し、経済成長及び投資を刺激する。視聴覚メディア・サービスの公平な競争の場及び欧州市場の重要性に留意し、自由な競争及び対等な取扱等の域内市場の基本原則は、視聴覚メディア・サービス市場の透明性及び予見可能性の確保並びに参入障壁の低下のために尊重されるべきである。

(11) 競争の歪曲の回避、法的確定性の向上、域内市場の完成の支援及び単一の情報地域 (single information area) の出現の促進を図るため、調和されたルールのうち少なくとも基本的な部分

⁴ OJ C 285 E, 22.11.2006, p.126.

⁵ OJ C 293 E, 2.12.2006, p.155.

⁶ OJ C 296 E, 6.12.2006, p.104.

⁷ OJ C 201 25.7.2006, p.15.

は、全ての視聴覚メディア・サービス、つまり、テレビジョン放送（すなわち、リニア視聴覚メディア・サービス）及びオンデマンド視聴覚メディア・サービス（すなわち、ノンリニア視聴覚メディア・サービス）両方に適用することが必要である。

(12) 2003年12月15日、欧州委員会は、欧州の規制に関する視聴覚政策の未来に関するコミュニケーションを採択した。この中で、欧州委員会は、同産業の規制政策は、現在も将来も、文化的多様性、情報への権利、メディアの多元性、未成年者の保護及び消費者の保護等の特定の公共の利益を保護するとともに、啓蒙活動及びメディア・リテラシーを強化するものでなければならないと強調した。

(13) 公的サービス放送に関する1999年1月25日の理事会の中の会合で議論された理事会及び加盟国政府の代表の決議⁸は、公的サービス放送の使命の実現のためには技術的な発展から恩恵を享受し続けることが必要であることを再確認した。民間及び公的な視聴覚メディア・サービス提供者の共存は、欧州の視聴覚メディア市場を特徴付けるものである。

(14) 欧州委員会は、情報社会及びメディア産業における成長及び雇用を涵養するため、「i2020: 欧州の情報社会」イニシアティブを採択した。これは、情報社会サービスとメディア・サービスの融合やネットワークと機器の融合の背景に関し、全てのEUの政策手段（規制手段、研究活動及び産業界との連携）を現代化し実施することによって、欧州のコンテンツの制作、デジタル経済の発展及び情報通信技術の浸透を促進するために描かれた包括的な戦略である。欧州委員会は、視聴覚サービスに対する法的枠組を現代化することによって、情報社会サービス及びメディア・サービスに対する一貫性のある域内市場の枠組の創出にコミットしてきた。i2020イニシアティブの目標は、原則として、小規模のスタートアップ・ビジネス（未来の富と雇用の創出者となるもの）が、自由市場において繁栄し、革新を起こし、雇用を創出するとともに、必要な規制のみにより産業全体として成長することによって実現される。

(15) 欧州議会は、2003年9月4日⁹、2004年4月22日¹⁰及び2005年9月6日¹¹、全ての視聴覚メディア・サービスのための基本的なルールと、テレビジョン放送のための追加的ルールという一般的なアプローチを原則として支持する決議を採択した。

(16) この指令は、基本的人権に関する遵守を強化し、欧州連合基本権憲章¹²、特に同憲章第11条により認識された原則に完全に沿うものである。この点において、この指令は、いかなる方法であっても、加盟国が、報道の自由及びメディアの表現の自由に関する憲法のルールを適用することを妨げてはならない。

(17) この指令は、1998年6月22日の情報社会サービスの技術的な標準及び規制並びにルールの分野の情報の提供のための手続を定める欧州議会及び理事会98/34/EC指令¹³の適用から生じる、加盟国に課せられた義務に影響を及ぼしてはならない。したがって、オンデマンド視聴覚メディア・サービスに適用される国内措置案は、テレビジョン放送の活動に関する加盟国の法、規制又は行政行為により実現される特定の条文の調和に関する理事会89/552/EC指令を改正する、

⁸ OJ C 30, 5.2.1999, p.1.

⁹ European Parliament resolution on Television without Frontiers (OJ C 76 E, 25.3.2004, p.453) .

¹⁰ European Parliament resolution on the risks of violation, in the EU and especially in Italy, of freedom of expression and information (Article 11 (2) of the Charter of Fundamental Rights) (OJ C 104 E, 30.4.2004, p.1026) .

¹¹ European Parliament resolution on the application of Articles 4 and 5 of Directive 89/552/EEC (Television without Frontiers) , as amended by Directive 97/36/EC, for the period 2001-2002 (OJ C 193 E, 17.8.2006, p.117) .

¹² OJ C 364, 18.12.2000, p.1.

¹³ OJ L 204, 21.7.1998, p.37.

2007年12月11日の欧州議会及び理事会2007/65/EC指令¹⁴を単に法制化する場合に求められる措置よりも厳格又は詳細な性格を有するとき、98/34/EC指令の第8条に従って設けられる手続的な義務に従うべきである。

(18) 2002年3月7日の電子通信ネットワーク及びサービスのための共通規制枠組に関する欧州議会及び理事会2002/21/EC指令(枠組指令)¹⁵第1条(3)の規定に従う同指令は、一般利益の目的、特にコンテンツ規制及び視聴覚政策に関連した目的を追求するために欧州連合又は国内レベルで講じられる措置を妨げない。

(19) この指令は、組織(免許、認可又は税の仕組を含む。)、財務及び番組内容に関する加盟国及び当局の責任に影響を与えない。加盟国における文化的な発展の独立性及び欧州連合における文化的な多様性の保護は、影響を受けない。

(20) この指令のいかなる規定も、加盟国に対して、あらゆる視聴覚メディア・サービスの種類に関して、免許や認可の新しい仕組みを課すよう求め、又は懲罰してはならない。

(21) この指令の目的のため、視聴覚メディア・サービスの定義は、テレビジョン放送であろうと、オンデマンドであろうと、視聴覚メディア・サービスのみ、すなわち、公衆の相当の割合によって受信される意図を有し、公衆の相当の割合に対して明確な影響を与え得る、マス・メディアのみを対象とすべきである。その範囲は、欧州連合の運営に関する条約で定義する「サービス」であって、公的サービスの事業体を含む、いかなる経済的な活動の形態を対象とすべきである。その一方で、私的な利用者によって生成された視聴覚コンテンツを、特定の関心を有するコミュニティ内で共有し、及び交換するために提供し、又は配信する私的なウェブサイト及びサービスのように、主として非経済的であり、かつ、テレビジョン放送と競争していない活動は、対象としてはならない。

(22) この指令の目的のため、視聴覚メディア・サービスの定義は、公衆に対して、知らせ、楽しませ、教育する機能を有するマス・メディアを対象とすべきであり、また、視聴覚商業通信を対象とすべきだが、限られた数の受信者に送信される電子メール等のような私的な通信はいかなる形態も除外すべきである。同定義からは、主たる目的が番組の提供でないもの、すなわち、視聴覚コンテンツが単なるサービスの付随であって主たる目的ではないものを全て除外すべきである。除外すべき例としては、アニメ・グラフィックの要素、短い広告スポット、製品又は非視聴覚サービスに関する情報の視聴覚の要素を単に補助的な方法でのみ含んでいるウェブサイトである。このような理由から、オンライン・ゲームや検索エンジンだけでなく、宝くじ等のゲームや賭け、他のギャンブル・サービスは、ギャンブルやくじを専門とする放送を除き、この指令の範囲から除外されるべきである。

(23) この指令の目的のため、「視聴覚」の語辞は、音があろうとなかろうと、動く像とすべきであり、このため、無声映画は含むが、音声の伝送やラジオ・サービスは含まない。視聴覚メディア・サービスの主たる目的が番組の提供であるところ、このようなサービスの定義は、字幕サービスや電子番組ガイド等、番組に伴うテキスト・ベースのコンテンツも対象とすべきである。スタンド・アローンのテキスト・ベースのサービスは、この指令の範囲ではないが、加盟国が欧州連合の運営に関する条約に従って、国内レベルで当該サービスを規制する自由に影響を与えない。

(24) オンデマンド視聴覚メディア・サービスが「テレビジョンのような」ものであること、すなわち、テレビジョン放送と同じ視聴者をめぐって競争することは、オンデマンド視聴覚メディア・サービスの特徴であり、このようなサービスへのアクセスの性質及び方法は、利用者に対して、この指令の範囲内での規制の保護を受けていると合理的に期待させることとなる。この観点

¹⁴ OJ L 332, 18.12.2007, p.27.

¹⁵ OJ L 108, 24.4.2002, p.33.

並びに自由な移動及び競争に関する不均衡を回避するため、「番組」の概念は、テレビジョン放送の発展を考慮に入れて機動的に解釈されるべきである。

(25) 編集責任の概念は、メディア・サービス提供者の役割を定めるために不可欠であり、視聴覚メディア・サービスの定義にとっても不可欠である。加盟国は、この指令を実施するための措置を採択するとき、編集責任の定義の要素、特に「効果的な管理 (effective control)」の概念を一層精緻化することができる。この指令は、2000年6月8日の域内市場における情報社会サービス、特に電子商取引の特定の法的側面に関する欧州議会及び理事会 2000/31/EC 指令 (電子商取引指令)¹⁶ において設けられた免責に関するものを妨げてはならない。

(26) この指令の目的のため、メディア・サービス提供者の定義は、編集責任が第三者にある番組の単なる伝送を行う自然人又は法人を除外すべきである。

(27) テレビジョン放送には、特に、アナログ及びデジタル・テレビジョン、ライブ・ストリーミング、ウェブ放送 (webcasting) 及び近似ビデオ・オンデマンド (near-video-on-demand) が現在含まれている (ただし、ビデオ・オンデマンドは、オンデマンド視聴覚メディア・サービスである)。一般的に、テレビジョン放送又はそのメディア・サービス提供者からオンデマンド視聴覚メディア・サービスとしても提供されているテレビジョン番組について、この指令の条件は、テレビジョン放送、すなわち、リニア伝送に適用されるものの充足によって満たされるとすべきである。しかしながら、サービスが多様な形態で同時に提供されている場合であって、明確に区別されたサービスとなっているとき、この指令は、それぞれの関係するサービスごとに適用されるべきである。

(28) この指令の範囲は、新聞や雑誌の電子版を対象としてはならない。

(29) 定義によって定められ、前文 21 から 28 までに説明された、視聴覚メディア・サービスの全ての特徴は、同時に成立しているべきである。

(30) テレビジョン放送の文脈において、同時視聴の概念は、伝送過程固有の技術的な理由によって放送の伝送と受信の間に生じる短いタイム・ラグに関する偏差が生じるため、準同時視聴も含むべきである。

(31) 視聴覚商業通信の広い定義は、この指令で定めるが、無料で提供される公的なサービスの告知や慈善活動の懇願の放送が含まれてはならない。

(32) この指令の目的のため、「欧州作品」は、加盟国が、欧州連合の法を遵守し、この指令の目的を考慮したうえで、その権限の下でのメディア・サービス提供者に対して、より詳細な定義を定める可能性を妨げないように定めるべきである。

(33) 母国法主義は、この指令の中核として考えるべきものであって、域内市場の完成のために不可欠なものである。この原則は、新たなビジネスモデル及び視聴覚メディア・サービスの展開に関する必要な基盤として、メディア・サービス提供者の法的確定性を確保するため、全ての視聴覚メディア・サービスに適用されるべきである。また、これは、域内市場における情報及び視聴覚番組の自由な流通を確保するためにも不可欠である。

(34) 強力で、競争的で、統合的な欧州の視聴覚産業を育成するとともに、欧州連合におけるメディアの多元性を強化するため、一の加盟国のみが一の視聴覚メディア・サービス提供者に対する権限を有し、情報の多元性が欧州連合の基本的な原則であるべきである。

¹⁶ OJ L 178, 17.7.2000, p.1.

(35) 一連の実際的な基準は、あるメディア・サービス提供者に対して、一の加盟国のみが、この指令で扱うサービスの提供に関し、権限が及ぶよう、網羅的な手続によって決められるよう設計されている。ただし、欧州司法裁判所の判例を考慮するとともに、権限に空白部分が生じることを回避するため、権限を有する加盟国を決める最終的な基準として、欧州連合の運営に関する条約の第 49 条から第 55 条の意義の範囲内で開業の基準を参照することが適切である。

(36) 放送を受信する加盟国において同じ根拠による二次的な管理をせず、放送の自由な移動を確保するためには、欧州連合の法の下、放送を送信する加盟国が、当該放送がこの指令によって調和された国内法に適合しているか確認すべきとするだけで十分である。ただし、放送を受信する加盟国は、例外的かつ特定の条件の下、暫定的に、テレビジョンで放送された放送の再伝送を保留することができる。

(37) オンデマンド視聴覚メディア・サービスの自由な提供の制限は、2000/31/EC 指令の第 3 条 (4)、(5) 及び (6) による既定の条件及び手続に従う場合のみ可能とすべきである。

(38) 技術的な発展、特にデジタル衛星番組に関するものについては、適切な規制及びその効果的な施行を確保するとともに、視聴覚メディア・サービスのコンテンツに関する真の力を関係者に与えるため、補完性の原則が適用されるべきである。

(39) この指令は、欧州連合の公衆に対して提供されるサービスに関するものであって、一又は一以上の加盟国の公衆が標準的な家電で直接又は間接に受信できる視聴覚メディア・サービスのみに適用されるべきである。「標準的な家電」の定義は、加盟国の権限のある当局が決めるべきである。

(40) 欧州連合の運営に関する条約第 49 条から第 55 条は、開業の自由に関する基本権を定める。それゆえ、メディア・サービス提供者は、一般的に、開業する加盟国を選択する自由を有するべきである。欧州司法裁判所も、「条約は、事業者が開業した加盟国においてサービスを提供しない場合であっても、当該事業者によるサービスを提供する自由の行使を禁じていない。」¹⁷と強調した。

(41) 欧州連合の法の一般的原則に一致しているならば、加盟国は、権限下にあるメディア・サービス提供者に対して、この指令により調和された分野において、より詳細又は厳格なルールを適用することができるようにすべきである。一の加盟国の権限下にある放送事業者が、全部又は大部分を、他の加盟国の領域に向けてテレビジョン放送を提供する状況を取り扱うため、加盟国が相互に協力することとし、また、迂回の場合には、より効率的な手続と組み合わせる欧州司法裁判所の判例¹⁸を成文化することは、母国法主義の適切な適用を問題視せずに、加盟国の懸念を考慮する適切な解決法である。一般公共利益のルール概念は、欧州共同体条約第 43 条から第 49 条（現在の欧州連合の運営に関する条約の第 49 条から第 56 条）に関連する判例として欧州司法裁判所によって発展してきており、また、それは、特に消費者の保護、未成年者の保護及び文化政策に関するルールを含んでいる。協力を求める加盟国は、その問題の国内のルールが、客観的に必要であり、無差別的な方法で適用され、比例的であることを確保すべきである。

(42) 一の加盟国は、他の加盟国で開業されたメディア・サービス提供者による放送の全部又は大部分が自らの領域に向けられているかどうかを個別に評価するに当たって、テレビジョン広告

¹⁷ Case C-56/96 VT4 Ltd v Vlaamse Gemeenschap [1997] ECR I-3143, paragraph 22; case C-212/97 Centros v Erhvervsog Selskabsstyrelsen [1999] ECR I-149; see also: Case C-11/95 Commission v Belgium [1996] ECR I-4115; and Case C-14/96 Paul Denuit [1997] ECR I-2785

¹⁸ Case C-212/97 Centros v Erhvervsog Selskabsstyrelsen, cited above; Case 33/74 Van Binsbergen v Bastuur van de Bedrijfsvereniging [1974] ECR 1299; Case C-23/93 TV 10 SA v Commissariaat voor de Media [1994] ECR I-4795, paragraph 21.

及び／又は加入料収入の出所、サービスの主たる言語、受信する加盟国の公衆に特に向けられたとする番組又は商業通信の存在等の指標を参照することができる。

(43) この指令の下、母国法主義の適用にかかわらず、加盟国は、テレビジョン放送の移動の自由を制限する措置を引き続き講ずることができるが、この指令で定める条件及び手続に従う必要がある。ただし、欧州司法裁判所は、サービスを提供する自由に関する制限（条約の基本的原則からの例外等）は、限定的に解釈されなければならないという立場を一貫して維持している¹⁹。

(44) 欧州連合における成長と雇用のためのよりよい規制に関する欧州議会及び理事会に対するコミュニケーションにおいて、欧州委員会は、特に、法制化が当該分野や課題に対して好ましいものであるかどうか、又は、共同規制（co-regulation）や自己規制（self-regulation）等の代替策が検討されるべきかどうかを証明するため、規制の方法の適切性に関する慎重な分析が必要であると強調した。さらに、経験上、加盟国間で異なる法的な伝統に従って運用される場合、共同規制や自己規制の制度はいずれも、消費者の保護の高いレベルを実現するために重要な役割を果たし得ることを示している。新興の視聴覚メディア・サービス産業における公共の利益の目的を達成するための措置は、サービス提供者自身の積極的な支持とともに講じられれば、より効果的である。このため、自己規制は、事業者、社会的なパートナー、非政府機関又は業界団体が、自らによる、及び自らのための共通のガイドラインの採択を可能とする自発的な取組の一部となる。

加盟国は、効果的な自己規制が、立法、司法及び／又は行政機構に対する補完として果たす役割、及びこの指令の目的を達成するための有効な貢献であることを、多様な法の伝統に従って、認識すべきである。ただし、自己規制は、この指令の特定の条文の施行の補完的な方法かもしれないが、各国の立法者の義務の代替としてはならない。共同規制は、その最低限の形式において、自己規制と、各国の立法者の間の法的な結びつきを、加盟国の法的な伝統に従って、与えるものである。共同規制は、その目的が達せられない場合、国家の関与の可能性を認めるべきである。国内法制化に関する加盟国の正式な義務を妨げることなく、この指令は、共同規制及び自己規制の活用を奨励する。これは、加盟国に対して、共同規制及び／又は自己規制の制度の制定を義務化させるものでもなく、加盟国において既に存在し効果的に機能している共同規制又は自己規制の取組を廃止させ、又は危険にさらそうとするものでもない。

(45) 視聴覚メディア・サービスの特性、特にこれらのサービスによる人々の意見形成に与える影響のため、利用者は、これらのサービスのコンテンツについて誰に責任があるかを正確に知ることが不可欠である。それゆえ、加盟国は、利用者がいつでもメディア・サービス提供者に関する情報に容易かつ直接アクセスできるように措置することが重要である。各加盟国は、欧州連合の他の関連する条文を妨げることなく、この目的を達成する方法に関する実際的な細則を決める。

(46) 障害者や高齢者が欧州連合の社会的及び文化的な生活に参加し統合される権利は、アクセス可能な視聴覚メディア・サービスの提供に密接に結びつけられる。アクセシビリティを達成するための手段には、手話、字幕、音声認識及び容易に理解可能なメニューのナビゲーションを含むべきである。ただし、これらに限られる必要はない。

(47) 「メディア・リテラシー」は、消費者がメディアを効果的かつ安全に利用することを可能とする技能、知識及び理解を指す。メディア・リテラシーを有する人は、情報を与えられたうえでの選択を行い、コンテンツやサービスの特性を理解し、新しいコミュニケーション技術により提供される機会を十分に利用することができる。これらの人は、有害又は不快なものから自ら及びその家族をよりよく守ることができる。それゆえ、社会の全ての分野におけるメディア・リテラシーの向上は促進され、その進展も十分に求められるべきである。未成年者及び人間の尊厳の保護並びに欧州の視聴覚及びオンライン・サービス産業の競争力に関する反論権の 2006 年 12 月 20

¹⁹ Case C-355/98 *Commission v Belgium* [2000] ECR I-1221, paragraph 28; Case C-348/96 *Calfa* [1999] ECR I-11, paragraph 23.

日の欧州議会及び理事会の勧告²⁰は、インターネットを責任を持って利用するためにメディア・リテラシーを促進し得る一連の措置を含んでいる。例えば、教師や訓練者に対する継続的な教育や超早期からの子供向けの特別なインターネットの訓練について、親又は市民向けの国家的なキャンペーンを行うための組織に対するセッションを開くとともに、全てのコミュニケーション・メディアを対象としている。

(48) 公衆が高い関心を有するイベントのテレビジョン放送権は、放送事業者によって独占的に獲得されるかもしれない。しかしながら、ニュースの制作や番組の多様性を通じて多元性を欧州連合内に促進するとともに、欧州連合基本権憲章第11条によって認められる原則を尊重することが不可欠である。

(49) 加盟国が、情報に対する権利を保護するための措置及び社会にとって、より重要な国内外のイベント（オリンピック、サッカーワールドカップ、欧州チャンピオンズリーグ等）のテレビジョン報道に対する公衆の幅広いアクセスを確保するための措置を講じられるようにすることが不可欠である。このため、加盟国は、権限下にある放送事業者による、これらのイベントの独占的な放送権の行使を規制するための、欧州連合の法と矛盾しない措置を講ずる権利を留保する。

(50) 潜在的な法的不確定性及び市場の歪曲を回避するとともに、正統な一般利益を保護するための国内措置の迂回の阻止とテレビジョン・サービスの自由な流通を調整するために、欧州連合の枠組の中で調整を行うことが必要である。

(51) 特に、一の加盟国の権限下でない放送事業者が当該加盟国の社会にとって、より重要であると考えられるイベントの独占的な放送権を購入した場合の権利の行使に関する規定を設けることが適切である。国内措置の迂回のための投機的な権利の購入を回避するため、欧州議会及び理事会97/36/EC指令²¹の公布の後に発効され、その施行日以降に行われるイベントに関する契約に、これらの規定を適用することが必要である。当該指令の公布前の契約が更新された場合、新たな契約と考える。

(52) 社会にとって、より重要なイベントとは、この指令の目的に関しては、特定の基準、すなわち、欧州連合若しくは一の加盟国又は一の加盟国の重要な構成部分の公衆にとって関心を有する傑出したイベントであって、イベントに付随する権利を適法に販売できる主催者によって開催されるものであるべきである。

(53) この指令の目的のため、「無料テレビジョン」は、各加盟国において広く普及している放送の財源の形式（受信料及び／又はケーブルネットワークの基本加入料等）以外には支払わずとも、公衆がアクセスできる番組のチャンネルの放送（公的なものか商業的なものかは問わない）を意味する。

(54) 加盟国は、欧州連合加盟国以外の第三国から来る視聴覚メディア・サービスであって、第2条で定める条件を満たさないものについて、欧州連合の法や欧州連合の国際的な義務に適合する限り、当該加盟国が適切と考えるいかなる措置を講ずる自由を有する。

(55) 情報を受信する基本的な自由を保護するとともに、欧州連合内の視聴者の関心を十分かつ適切に保護することを確保するため、公衆にとって高い関心を有するイベントの独占的なテレビジョン放送の権利の行使に当たっては、他の放送事業者が一般のニュース番組のために、独占的な権利を適切に考慮した、公正、合理的、無差別的な条件で、短い抜粋を利用できる権利を付与すべきである。当該条件は、この権利を行使する十分な時間を他の放送事業者に与えるため、公衆にとって高い関心のあるイベントが行われる前の適切な時期に伝達すべきである。放送事業者

²⁰ OJ L 378, 27.12.2006, p.72.

²¹ OJ L 202, 30.7.1997, p.60.

は、特に代理としての媒介者を通じて、ケースバイケースで、この権利を行使できるようにすべきである。その短い抜粋は、スポーツ専用チャンネルを含むあらゆるチャンネルで汎欧州連合の放送として利用することができるが、90秒を超えてはならない。短い抜粋にアクセスできる権利は、国境をまたがる場合であって、必要などきに限って、適用されるべきである。このため、放送事業者は、まず、公衆にとって高い関心を有するイベントの独占的な権利を有する、同じ加盟国内に開業された放送事業者にアクセスを求めらるべきである。

「一般のニュース番組」の概念は、短い抜粋を、娯楽目的の番組に編纂することまで対象としてはならない。母国法主義は、短い抜粋について、そのアクセスと伝送のそれぞれに適用されるべきである。このため、国境をまたがる場合には、異なる法が結果的に適用されることを意味する。第一に、短い抜粋のアクセスに関しては、最初の信号を供給する（すなわちアクセスを提供する）放送事業者が開業された加盟国の法が適用されるべきである。これは、通常、当該イベントが開催される加盟国である。加盟国が当該イベントへのアクセスに関する同等のシステムを設けた場合、当該加盟国の法が必ず適用されるべきである。第二に、短い抜粋の伝送に関しては、短い抜粋を伝送する放送事業者が開業された加盟国の法が適用されるべきである。

(56) 短いニュース報道のための、公衆にとって高い関心を有するイベントへのアクセスに関するこの指令の条件は、2001年5月22日の情報社会における著作権及び関連する権利の特定の側面に係る調和に関する欧州議会及び理事会指令(2001/29/EC)²²並びに著作権及び隣接権の分野の適当な国際的な条約を妨げてはならない。加盟国は、この指令の意義の範囲内において、放送事業者の信号へのアクセスを認めることによって、公衆にとって高い関心を有するイベントへのアクセスを円滑化すべきである。しかしながら、加盟国は、この指令の意義の範囲内で、他の同等の方法を選択することができる。これらの方法には、特に、信号へのアクセスを認める前に、イベントが行われる場所へのアクセスを認めることを含む。放送事業者は、より詳細な契約を結ぶことが妨げられてはならない。

(57) メディア・サービス提供者がライブによる伝送後にオンデマンド・モードでテレビジョン放送のニュース番組を提供する場合、短い抜粋をして別の番組に作り直さずとも実施できるように措置すべきである。この可能性は、同一のメディア・サービス提供者による個別のテレビジョン放送番組のオンデマンドの提供に限定されるべきであって、短い抜粋をもとに新しいオンデマンドのビジネスモデルを創出するために利用することはできない。

(58) オンデマンド視聴覚メディア・サービスは、利用者が選択と管理を行使できるという点及び社会に与える影響の観点で、テレビジョン放送と異なる²³。これは、オンデマンド視聴覚メディア・サービスに対して、より軽い規制を課すことを正当化し、この指令で定める基本的なルールのみ適合するようすべきである。

(59) 視聴覚メディア・サービスにおける有害なコンテンツの利用可能性は、立法者、メディア産業及び親の関心事である。特に新たなプラットフォーム及び新たな製品に関連して、新たな課題も存在している。このため、視聴覚商業通信を含む、全ての視聴覚メディア・サービスにおいて、人間の尊厳だけでなく、未成年者の肉体的、精神的、道徳的な発達を保護するルールが必要である。

(60) 未成年者の肉体的、精神的、道徳的な発達及び人間の尊厳の保護のために講じられる措置は、欧州連合基本権憲章で定める表現の自由に関する基本的な権利と慎重に均衡させるべきである。このため、個人識別番号(PINコード)、フィルタリング・システム、格付けの利用等の措置は、特にオンデマンド視聴覚メディア・サービスについて、未成年者の肉体的、精神的、道徳的な発達及び人間の尊厳の保護のための適切なレベルとしなければならない。未成年者及び人間の

²² OJ L 167, 22.6.2001, p.10.

²³ Case C-89/04 *Mediakabel BV v Commissariaat voor de Media* [2005] ECR I-4891

尊厳の保護並びに反論権に関する勧告は、既に、フィルタリング・システム及び格付けの重要性を認めたくえで、未成年者の利益のためのいくつかの可能な措置（アクセス提供者に加入したときに、利用者に、効果的、最新、利用容易なフィルタリング・システムを体系的に提供することや、特に子供向けのサービスへのアクセスに当たって自動フィルタリング・システムを実装すること等）を含んだ。

(61) 一の加盟国の権限下にあるメディア・サービス提供者は、いかなる場合であっても、児童及び児童ポルノの性的搾取との闘いに関する2003年12月22日の理事会枠組決定(2004/68/HA)²⁴の規定に従って、児童ポルノの頒布が禁止されるべきである。

(62) 未成年者の肉体的、精神的、道徳的な発達及び人間の尊厳の保護に関するこの指令のいかなる条文も、これらの利益を保護するために講じられる措置が、視聴覚メディア・サービスに対する公的な団体による事前の確認を通じて施行されるべきことを、必ずしも求めてはいない。

(63) 調和は、文化的な目的を有する番組を制作する者や企業が、より容易に、活動を開始しその目的を追求するために必要なものである。

(64) 欧州連合のテレビジョン放送に関する、欧州製の視聴覚作品の制作のための全ての公的又は民間の最低限の条件は、この産業における制作、独立制作及び配信を促進するための手段であって、既に存在し、又は将来提案される、同じ目的を有する他の手段の補完的なものである。

(65) このため、国内市場をオープンにするという共通のルールを設けるだけでなく、欧州での制作について、実行可能な場合適切な方法により、全ての加盟国のテレビジョン放送において過半の割合を占めると期待できるようにすることによって、テレビジョン制作に必要な投資を回収できるように十分な大きさの市場が育成されることが必要である。これらのルールの適用及び目的の追求の監視を行うため、加盟国は、欧州委員会に対して、この指令により欧州作品及び独立した制作のために留保された割合の適用に関する報告書を提出すべきである。これらの割合の計算に当たっては、ギリシャとポルトガルの特別の状況を考慮すべきである。欧州委員会は、特に数年間に達成した進展、番組編成における初放送の割合、新しいテレビジョン放送事業者の特別な環境及び低い視聴覚作品の制作能力又は限定された言語の地域を有する国の特定の状況を考慮した意見を適切な場合に付した報告書を他の加盟国に対して提供すべきである。

(66) この指令の目的の実現を図るため、欧州製の視聴覚制作及び配信の行動及び発展を奨励するための適切な措置を採択する目的で、特に低い視聴覚作品の制作能力又は限定された言語の地域を有する国において、欧州連合の法に従って適切な手段及び手続を求めることは重要である。

(67) 欧州作品の割合は、経済的な現実性を考慮して達成しなければならない。このため、この目的を達成するための革新的なシステムが必要である。

(68) 実行可能な場合、独立した制作、すなわち放送事業者から独立した制作者によって創出されたものに放送の特定の割合をコミットすることは、特に中小企業の創出等、テレビジョン制作の新しい源を活気づけるものである。これは、創作の才能を有する者、文化的な職業従事者及び文化的な分野における雇用者に対して、新たな機会及び市場の販路を提供する。

(69) オンデマンド視聴覚メディア・サービスは、テレビジョン放送を部分的に置き換える潜在力を有している。同時に、実行可能な場合、これらのサービスは、欧州作品の制作及び配信を促進し、結果として文化的な多様性の促進に積極的に貢献する。欧州作品に対する支援としては、例えば、これらのサービスによる欧州作品の制作及び権利獲得の財政的貢献、ビデオ・オンデマ

²⁴ OJ L 13, 20.1.2004, p.44.

ンドのカタログにおける欧州作品の最低限の割合の設定、電子番組ガイドにおける欧州作品の魅力的な表示等の形態を取るかもしれない。視聴覚メディア・サービスによる欧州作品の促進に関する条文の適用を定期的に再検査することが重要である。この指令で定める報告書の枠組の中で、加盟国は、特にこれらのサービスによる欧州作品の制作及び権利獲得の財政的貢献、視聴覚メディア・サービスのカタログにおける欧州作品の割合及びこれらのサービスにより提供される欧州作品の実際の消費状況も考慮すべきである。

(70) 第 16 条の運用に当たって、加盟国は、放送事業者が共同制作の欧州作品又は非域内 (non-domestic) 発の欧州作品について適切な割合を含むよう慫慂すべきである。

(71) 第 17 条の「放送事業者から独立した制作者」を定義するに当たって、加盟国は、制作会社の株主構成、同一の放送事業者提供される番組の量及び二次利用権の所有状況等の基準を特に考慮すべきである。

(72) 加盟国の言語以外の言語で完全に放送されるチャンネルは、この指令の第 16 条及び第 17 条の対象とはしない。そのような言語が大部分を占めるものの、チャンネルの伝送時間の全てではない場合、第 16 条及び第 17 条は、その加盟国の言語以外の言語の伝送時間に適用してはならない。

(73) 欧州での制作の発展のための国内の支援スキームは、欧州連合の法に適合する限り適用できる。

(74) 欧州における視聴覚作品の制作を支援する目的は、特に、欧州での制作に対する投資への十分な貢献義務を含め、特定の視聴覚メディア・サービス提供者に対する公共の利益の使命を定めることにより、加盟国の視聴覚メディア・サービスの組織の枠組を通じて、追求することができる。

(75) メディア・サービス提供者、番組製作者、制作者、作家及び他の専門家は、国際的な視聴者向けの欧州の視聴覚フィクション映画が発達するために、より詳細な概念や戦略を策定するよう慫慂されるべきである。

(76) 映画の著作物は、権利保有者とメディア・サービス提供者との間で合意した期限内で伝送されることを確保することが重要である。

(77) 映画の著作物の種類ごとの放映時間の尺度の問題は、第一に、関心を有する団体又は関係する職業間で合意した方法によって決められるべき問題である。

(78) 特定の言語の利益となるような積極的な政策を可能とするため、加盟国は、欧州連合の法を遵守し、特に他の加盟国から発信される放送の再伝送に適用しない限り、特に言語の基準に関して、より詳細又は厳格なルールを定める自由を保持する。

(79) オンデマンド視聴覚メディア・サービスの利用可能性は、消費者の選択肢を増やす。オンデマンド視聴覚メディア・サービスのための視聴覚商業通信を規律する詳細なルールは、正当化されず、技術的な観点からも無意味に見える。しかしながら、全ての視聴覚商業通信は、明確な公共政策の目的に適合するため、身元を明記するルールだけでなく、分量のルールに関する基本的なルールも尊重すべきである。

(80) テレビジョン放送される広告に係る「国境なきテレビジョン指令」の規定の解釈を行うコミュニケーション²⁵において、欧州委員会が認めてきたように、新しい広告技術やマーケティング

²⁵ OJ C 102, 28.4.2004, p.2.

のイノベーションの発展は、伝統的な放送サービスにおいて、視聴覚商業通信の新たな機会を効果的に創出してきたが、オンデマンドに関するイノベーションとも対等な競争が可能となる。

(81) 商業的及び技術的な発展は、利用者に対して、視聴覚メディア・サービスの利用に関する選択と責任を増加させる。一般利益の目的に関して比例的なものとするため、規制は、テレビジョン放送に関する一定程度の柔軟性を認めるべきである。分離の原則は、テレビジョン広告及びテレビショッピングに限定されるべきであり、プロダクト・プレースメントは、加盟国が否定しない限り、特定の条件の下で認められるべきである。しかしながら、プロダクト・プレースメントであることが隠れている場合には、禁止されるべきである。分離の原則は、新しい広告技術の利用を妨げてはならない。

(82) この指令により対象とされる行為とは別に、2005年5月11日の域内市場における不公正な企業及び消費者の商業行為に関する欧州議会及び理事会2005/29/EC指令²⁶は、視聴覚メディア・サービスにおける誤解や攻撃的な行為等、不公正な商業行為に適用される。また、2003年5月26日のタバコ製品の広告及びスポンサーシップに関する加盟国の法、規則及び行政規程の適用に関する欧州議会及び理事会2003/33/EC指令²⁷は、印刷されたメディア、情報社会サービス及びラジオ放送における紙巻きタバコその他タバコ製品の広告及びスポンサーシップを禁止するが、視聴覚メディア・サービスの特性については、この指令を妨げないようにすべきである。2001年11月6日の医療品の人間への利用に関する共同体コードの欧州議会及び理事会2001/83/EC指令²⁸第88条(1)は、特定の医療品の公衆に対する広告を禁止するものであるが、当該条文の第5段落の規定の通り、かつ、この指令の第21条を妨げない限り、適用される。さらに、この指令は、2006年12月20日の食料に対する栄養と健康の苦情に関する欧州議会及び理事会1924/2006規則²⁹を妨げない。

(83) テレビジョンの視聴者として消費者の利益が十分かつ適切に保護されるように措置するため、テレビジョン広告は、特定の最低限のルール及び標準に従うことが不可欠であり、かつ、加盟国は、権限下にあるテレビジョン放送事業者に対して、より詳細又は厳格なルールを定め、また、特定の状況下においては異なる条件を定める権利を留保することが不可欠である。

(84) 加盟国は、欧州連合の法の当然の観点から、他の一又はそれ以上の加盟国では直接又は間接に受信できないような特定の国の領域のみに向けられた放送について、広告の挿入に関する異なる条件及び広告の量に関する異なる制限を円滑化のために定められるようにすべきである。

(85) デジタル・パーソナル・ビデオ録画機等の新しい技術の利用やチャンネルの選択の増加によって、視聴者が広告を回避する可能性が増加していることを踏まえ、視聴者を保護する目的でのスポット広告の挿入に関する詳細な規制は、正当化されない。1時間当たりに許容される広告の量は増やすべきではないが、この指令は、不当に番組の完全性を害さない限り、放送事業者に対して広告の挿入に関する柔軟性を与えるべきである。

(86) この指令は、広告が番組の間に挿入されがちであるため、欧州のテレビジョンの特定の性格を保護しようとするものであるが、特定の保護を必要とする範疇の番組の中断だけでなく、テレビジョンのために製作された映画の著作物や映画に対して起こり得る中断も制限する。

(87) 時計時間 (clock hour) 当たりのテレビジョン広告スポット及びテレビショッピング・スポットの20%の限度は、「プライム・タイム」も含め、適用されるべきである。テレビジョン広告スポットの概念は、12分以上継続しないとする第1条(1)のポイント(i)の意味におけるテレビジョン

²⁶ OJ L 149, 11.6.2005. p.22.

²⁷ OJ L 152, 20.6.2003. p.16.

²⁸ OJ L 311, 28.11.2001. p.67.

²⁹ OJ L 404, 30.12.2006. p.9.

ン広告と理解されるべきである。

(88) 紙巻きタバコその他タバコ製品を宣伝する全ての視聴覚商業通信は、間接的な視聴覚商業通信を含め、禁止することが必要である。禁止される間接的な視聴覚商業通信には、直接タバコ製品に言及しないものの、タバコ製品や事業者（既知又は主たる活動に、これらの製品の生産及び販売を含むもの）のブランド名、シンボルや他の特徴を利用する視聴覚商業通信の禁止を迂回しようとするものを含む。

(89) メディア・サービス提供者に関する権限を有する加盟国のみで利用可能な処方箋の医療品や医療行為の視聴覚商業通信を全て禁止すること及びアルコール製品のテレビジョン広告に関する厳しい基準を定めることも必要である。

(90) 不正な視聴覚商業通信は、消費者に与える負の影響のため、この指令によって禁止される行為である。不正な視聴覚商業通信の禁止には、この指令の枠組内の正統なプロダクト・プレイスメント、すなわち、視聴者がプロダクト・プレイスメントの存在を的確に知らされている場合を含んではならない。これは、プロダクト・プレイスメントが番組において行われているという事実を知らせること（例えばロゴを自然に利用すること）によって実現できる。

(91) プロダクト・プレイスメントは、映画の著作物やテレビジョンのために作成された視聴覚作品において実際に行われている。公平な競争の場を確保し、もって欧州のメディア産業の競争力を確保するため、プロダクト・プレイスメントのためのルールは必要である。この指令で定めるプロダクト・プレイスメントの定義には、報酬又は同様の報奨の見返りとして番組の中で、製品、サービス又は商標を含み、又は言及する、いかなる形式の視聴覚商業通信も含むべきである。制作の小道具や賞等、無料での物やサービスの提供は、関連する物やサービスが大きな価値をもつ場合のみ、プロダクト・プレイスメントと考えられるべきである。プロダクト・プレイスメントは、視聴覚商業通信に適用される同じ品質に関するルールと制限に服すべきである。プロダクト・プレイスメントとスポンサーシップとを切り分ける特徴的な基準は、プロダクト・プレイスメントにおいては、製品に対する言及が番組の動作として組み込まれているという事実であり、これが第1条(1)のポイント(m)における定義として「within」という文言を含んでいる理由である。対照的に、スポンサーへの言及は、番組の中に表れるが、中身の一部にはならない。

(92) プロダクト・プレイスメントは、原則として、禁止されるべきである。しかしながら、ポジティブ・リストに基づき、ある種の番組には例外が認められる。加盟国は、これらの例外から全体的又は部分的にオプト・アウトできるようにすべきである。例えば、当該加盟国において全く制作されていない番組においてのみプロダクト・プレイスメントを認める場合などである。

(93) さらに、スポンサーシップ及びプロダクト・プレイスメントは、メディア・サービス提供者の責任や編集の独立性に差し支えて番組の中身に影響を与える場合、禁止されるべきである。これは、主題に関する(thematic)プレイスメントに関する場合である。

(94) 欧州連合の運営に関する条約により加盟国に課せられた義務に従って、加盟国は、この指令の効果的な施行に責任を有する。加盟国は、自国の法的な伝統及び設けられた構造に従って適切な手段を選択し、特に、この指令を完全かつ透明に施行する作業を実施するため、権限を有する独立した規制団体の形式を選択する自由を有する。特に、加盟国によって選択された手段は、メディアの多元性の促進に貢献すべきである。

(95) 加盟国の権限を有する規制団体と欧州委員会との間の緊密な協力は、この指令の正確な適用を確保するために必要である。同様に、加盟国及び規制団体間の緊密な協力は、一の加盟国に開業した放送事業者が他の加盟国に与える影響の観点から特に重要である。免許の手續が国内法により定められ、また、一以上の加盟国に関係する限り、各団体間における連絡は、免許が交付

される前に実施されることが望ましい。この協力は、この指令によって調和された全ての分野を含むべきである。

(96) 放送事業者の自己の宣伝活動は、製品、サービス、番組又はチャンネルを広告する特別な形式であることを明確にすることが必要である。特に、番組からの抜粋により構成される予告編は、番組として取り扱われるべきである。

(97) 放送事業者自らの番組及びその番組に直接由来する補助的な製品に関連して当該放送事業者が行う告知並びに公的なサービスの告知及び無料で放送される慈善活動の宣伝に割り当てられた伝送時間は、広告及びテレビショッピングに割り当てることのできる一日又一時間当たりの最大量に含めてはならない。

(98) 競争の歪曲を回避するため、この例外は、補助的なものであることと、番組に直接由来することという二つの条件を満たす製品に関する告知に限定されるべきである。「補助的な (ancillary)」の語辞は、視聴する公衆が、これらの番組から十分に便益を得るか、これらの番組と連携することを可能とするよう特別に意図された製品を指すものである。

(99) テレビショッピングは、全体として事業者にとって経済的に重要な活動であり、欧州連合内での物及びサービスの販路の出口であるが、その発展の観点から、放送の形式及び中身を規制する適切な標準を実行することによって消費者を高いレベルで保護することが不可欠である。

(100) 関連する規定の施行を監視するに当たって、権限を有する当局が、テレビショッピングを専門としていないチャンネルに関して、テレビショッピングのスポット、広告のスポット及び他の形式の広告に割り当てられた時間と、テレビショッピングの表示枠に割り当てられた時間とを区別できるようにすることが重要である。このため、各表示枠が、少なくともその最初と最後に、視覚的及び聴覚的な方法により明確に特定できるようにすることが必要かつ十分である。

(101) この指令は、ニュース、スポーツ、映画、ドキュメンタリー、ドラマ等従来の番組の要素がなくとも、テレビショッピング又は自己の宣伝の専用チャンネルにも適用されるべきである。ただし、この指令の目的のためだけであって、当該チャンネルが他の欧州連合の手段の適用を妨げない場合に限る。

(102) テレビジョン放送事業者は、番組が事実と出来事を公正に伝えるよう確保する義務を通常有するが、反論権又は相当の救済措置に関する特別の義務に服し、放送用のテレビジョン番組の一連の中で行われた主張によって正当な利益を侵害された個人が効果的に反論権又は救済措置を行使できるようにすることが重要である。

(103) 反論権は、テレビジョン放送に対する適切な法的措置であり、オンライン環境にも適用され得る。未成年者や人間の尊厳の保護や反論権に関する勧告は、オンライン・メディアに関する反論権及び相当の救済措置を十分に確保するため、国内法又は慣習における措置の施行に係る適切なガイドラインを既に含んでいる。

(104) この指令の目的、すなわち、一般利益の目的の保護（障害者の権利の促進だけでなく特に未成年者及び人間の尊厳の保護）を高いレベルで確保しつつ、視聴覚メディア・サービスに関する域内の国境なき地域を創造するという目的が、加盟国によっては十分に達成されず、かつ、この指令の規模と効果として、欧州連合のレベルの方がよりよく実現され得るので、欧州連合は、欧州連合条約第5条で定める補完性の原則に従った措置を採択することができる。比例性の原則に従って、当該条文で定められているとおり、この指令は、これらの目的を達成するために必要な範囲を越えない。

(105) この指令は、別表1のパートBで定める指令の国内法の法制化の期限に関する義務を妨げるものではない。

(ことを考慮し、) この指令を採択した。

第1章

定義

第1条

1. この指令の目的のため、以下の定義を適用するものとする。

(a) 「視聴覚メディア・サービス (audiovisual media services)」とは、次に掲げるものをいう。

(i) 欧州連合の運営に関する条約の第56条及び第57条で定義するサービスであって、一のメディア・サービス提供者の編集責任の下にあるものであり、かつ、番組の提供が主な目的であるものであり、公衆に対して、知らせ、楽しませ、又は教育するために、2002/21/EC指令第2条ポイント(a)の意味における電子通信ネットワークによって行うもの。このような視聴覚メディア・サービスは、この段落のポイント(e)で定義するテレビジョン放送又はこの段落のポイント(g)で定義するオンデマンド視聴覚メディア・サービスのいずれかである。

(ii) 視聴覚商業通信

(b) 「番組 (programme)」とは、一のメディア・サービス提供者によって設定されたスケジュール又はカタログの中の一の個別事項 (an individual item) を構成する動く画像の集合 (音声の有無を問わない) であって、テレビジョン放送の形式及びコンテンツに類する形式及びコンテンツをいう。番組の例には、長編映画、スポーツ・イベント、ホームコメディ、ドキュメンタリー、子供番組及びオリジナル・ドラマが含まれる。

(c) 「編集責任 (editorial responsibility)」とは、テレビジョン放送の場合には経時順のスケジュールにおいて、又は、オンデマンド視聴覚メディア・サービスの場合にはカタログにおいて、番組の選択及び番組の編成に関する効果的な管理を行うことをいう。編集責任は、必ずしも、提供されるコンテンツ又はサービスに関して国内法の下での法的責任を意味するわけではない。

(d) 「メディア・サービス提供者 (media service provider)」とは、視聴覚メディア・サービスの視聴覚コンテンツの選択に編集責任を有し、その編成の方法を決める自然人又は法人をいう。

(e) 「テレビジョン放送 (television broadcasting or television broadcasts)」(すなわち、リニア視聴覚メディア・サービス) とは、番組のスケジュールに基づき、番組の同時視聴のために、一のメディア・サービス提供者によって提供される視聴覚メディア・サービスをいう。

(f) 「放送事業者 (broadcaster)」とは、テレビジョン放送を行う一のメディア・サービス提供者をいう。

(g) 「オンデマンド視聴覚メディア・サービス (on-demand audiovisual media service)」(すなわち、ノンリニア視聴覚メディア・サービス) とは、メディア・サービス提供者によって選択された番組のカタログに基づき、利用者の選択した時間で、かつ、利用者の個別の要求で、番組を視聴するための視聴覚メディア・サービスをいう。

(h)「視聴覚商業通信 (audiovisual commercial communications)」とは、直接又は間接に、製品、サービス又は経済活動を行う自然人又は法人の印象を宣伝するように設計された画像（音声の有無を問わない）をいう。これらの画像は、報酬若しくは同様の報奨の見返りのため、又は自己の宣伝目的のため、番組に付随し、又は挿入される。視聴覚商業通信の形式には、特にテレビジョン広告、スポンサーシップ、テレショッピング及びプロダクト・プレースメントを含む。

(i)「テレビジョン広告 (television advertising)」とは、取引、商業、工事又は職業に関連し、報酬を得ようとする製品又はサービス（不動産所有権、権利及び義務を含む。）の供給の宣伝のために、公的又は民間の事業体又は自然人によって行われる、報酬又は同様の報奨の見返りのための告知の放送又は自己の宣伝目的の放送をいう。

(j)「不正な視聴覚商業通信 (surreptitious audiovisual commercial communications)」とは、製品、サービス、製品の製作者若しくはサービスの提供者の名称、商標又は活動に関する文言又は写真の番組における紹介であって、当該紹介がメディア・サービス提供者によって広告として提供される意図を持つものであり、その性質上公衆に誤解を与えるかもしれないものをいう。特に、当該紹介が報酬又は同様の報奨の見返りのために行われるならば、意図的であると考えられるものとする。

(k)「スポンサーシップ (sponsorship)」とは、視聴覚メディア・サービスの提供や視聴覚作品の制作に従事していない公的又は民間の事業体又は自然人による、その名称、商標、イメージ、行動又は製品の宣伝を行うための視聴覚メディア・サービス又は番組の財政的貢献をいう。

(l)「テレショッピング (teleshopping)」とは、報酬を得ようとする製品又はサービス（不動産所有権、権利及び義務を含む。）の供給のために、公衆に向けて直接の提案を行う放送をいう。

(m)「プロダクト・プレースメント (product placement)」とは、製品、サービス又はその商標の包含又は言及により構成される視聴覚商業通信のいかなる形態を意味し、報酬又は同様の報奨の見返りとして一の番組の中で取り入れられるものをいう。

(n)「欧州作品 (European works)」とは、次に掲げるものをいう。

(i) 加盟国において作られた作品

(ii) 欧州評議会の国境なきテレビジョン欧州条約の当事者である欧州の第三国において作られた作品であって、第3段落の条件を満たすもの。

(iii) 欧州連合と第三国の間で締結された視聴覚分野に関する合意の枠組の中で共同制作された作品であって、これらの合意で定める条件を満たすもの。

2. 第1段落のポイント (n) (ii) 及び (iii) の規定の適用は、当該第三国において、加盟国において生成された作品が差別的な措置の対象となっていないことを条件とするものとする。

3. 第1段落のポイント (n) (i) 及び (ii) で定める作品は、以下の3つの条件のうちの1つに従っているならば、当該規定で定める、一又はそれ以上の国に居住する作家及び作業者が主として作る作品である。

(i) 一又はそれ以上の国で開業された一又はそれ以上の制作者によって作られた作品

(ii) 作品の制作が、一又はそれ以上の国で開業された一又はそれ以上の制作者によって監督され、かつ、実際に管理されたもの

(iii) 総共同制作費用に対する、これらの国の共同制作者の寄与度が圧倒的であって、共同制作がこれらの国以外で開業された一又はそれ以上の制作者によって管理されていないもの

4. 第1段落のポイント (n) の意味において欧州作品ではないが、加盟国と第三国の間で締結された二国間の共同制作の合意の枠組において制作された作品は、欧州連合の共同制作者が総制作費用の過半を供給し、かつ、制作が加盟国の領域以外で開業された一又はそれ以上の制作者によって管理されていないならば、欧州作品とみなすものとする。

第2章

総則

第2条

1. 各加盟国は、その権限下にあるメディア・サービス提供者によって伝送される全ての視聴覚メディア・サービスが、当該加盟国の公衆向けの視聴覚メディア・サービスに適用される法体系のルールに適合するよう措置するものとする。

2. この指令の目的のため、一の加盟国の権限下にあるメディア・サービス提供者とは、以下のいずれかである。

(a) 第3段落に従って当該加盟国で開業した者

(b) 第4段落が適用される者

3. この指令の目的のため、メディア・サービス提供者は、以下の場合、一の加盟国に開業されたものとみなされるものとする。

(a) メディア・サービス提供者が当該加盟国に本社を有し、視聴覚メディア・サービスに関する編集の決定が当該加盟国で行われるとき。

(b) メディア・サービス提供者が一の加盟国に本社を有するが、視聴覚メディア・サービスに関する編集の決定が他の加盟国で行われるならば、視聴覚メディア・サービスの活動に参与する労働力の重要な部分が活動する加盟国において開業されたものとみなす。視聴覚メディア・サービスの活動に参与する労働力の重要な部分がそれぞれの加盟国で活動する場合、メディア・サービス提供者は、本社を有する加盟国で開業されたものとみなす。視聴覚メディア・サービスの活動に参与する労働力の重要な部分がいずれの加盟国でも活動しない場合、メディア・サービス提供者が、一の加盟国の法に従って最初に活動を始め、当該加盟国の経済と安定的かつ効果的な結びつきを維持しているならば、当該加盟国で開業されたものとみなす。

(c) メディア・サービス提供者が一の加盟国に本社を有するが、視聴覚メディア・サービスに関する編集の決定が第三国で行われる場合 (逆も同じ) であって、視聴覚メディア・サービスの活動に参与する労働力の重要な部分が当該加盟国で活動するならば、当該加盟国で開業されたものとみなす。

4. 第3段落の規定が適用されないメディア・サービス提供者は、以下の場合、当該加盟国の権限下にあるものとみなすものとする。

(a) 一の加盟国にある衛星のアップリンクを利用する場合

(b) 一の加盟国にある衛星のアップリンクを利用しないが、当該加盟国に属する衛星の伝送容量を利用する場合

5. どの加盟国の権限下にあるかという問題が第3段落及び第4段落に従って決められない場合、権限があるとする加盟国は、メディア・サービス提供者が欧州連合の運営に関する条約第49条から第55条までの意義において開業した国とする。

6. この指令は、専ら第三国において受信することを意図した視聴覚メディア・サービスであって、一又はそれ以上の加盟国の公衆によって、直接又は間接に、標準的な家電で受信されないものには適用しない。

第3条

1. 加盟国は、受信の自由を確保するものとし、他の加盟国からの視聴覚メディア・サービスの自国領域内での再伝送を、この指令によって調和された分野の理由により制限してはならないものとする。

2. テレビジョン放送に関して、加盟国は、以下の条件を満たす場合、暫定的に、第1段落を適用しないことができる。

(a) 他の加盟国から来るテレビジョン放送が、明白かつ深刻かつ重大に、第27条(1)又は(2)及び/又は第6条に違反する場合

(b) 過去12ヶ月の間に、放送事業者が、少なくとも2回、ポイント(a)で定める規定に違反した場合

(c) 当該加盟国が、放送事業者及び欧州委員会に対して、文書で、違反行為の容疑及び同様の違反行為が再び生じた場合に講じようとする措置を通知した場合

(d) 伝送する加盟国と欧州委員会との間の協議が、ポイント(c)で定める通知から15日以内に友好的な解決策を提示できず、かつ、違反行為の容疑が継続する場合

欧州委員会は、加盟国が講じようとする措置の通知後2ヶ月以内に、当該措置が欧州連合の法に適合するかどうかの決定を行わなければならない。もし、欧州委員会が適合しないとした場合、加盟国は、問題の措置を緊急に終了させる必要がある。

3. 第2段落は、当該放送事業者に対する権限を有する加盟国において、問題の違反行為に対する、いかなる手続、措置又は罰則の適用を妨げてはならない。

4. オンデマンド視聴覚メディア・サービスに関しては、加盟国は、以下の条件を満たす場合、そのサービスに関して、第1段落を適用しないための措置を講ずることができる。

(a) 措置が、

(i) 以下の理由のうちの一のために必要であること。

— 公共政策、特に法律で罰せられる行為の予防、調査、捜査、起訴に関するものであって、未成年者の保護及び人種、性別、宗教又は国籍を理由とする憎悪の扇動並びに特定個人に関する人間の尊厳の違反に対する闘争を含む。

- 公衆衛生の保護
- 国家の安全保障及び防衛を含む公共の安全保障
- 投資家を含む消費者の保護

(ii) ポイント (i) で定める目的を妨げ、又はこれらの目的の侵害に対する深刻かつ重大な危険のあるオンデマンド視聴覚メディア・サービスに対して講じられるものであること。

(iii) これらの目的に対して比例的であること。

(b) 問題の措置を講ずる前に、犯罪調査の枠組において実施される準備的な手続及び行動を含む司法手続を妨げることなく、加盟国は、以下のことをする。

(i) メディア・サービス提供者に対する権限を有する加盟国に対して、措置を講ずるよう求めて、権限を有する加盟国が措置を講じなかった、又は措置が不適切であったこと。

(ii) 欧州委員会及びメディア・サービス提供者に対する権限を有する加盟国に対して、当該措置を講ずる意図を通知すること。

5. 加盟国は、緊急の場合、第4段落のポイント (b) で定める条件を適用しないことができる。この場合、措置は、可能な限り速やかに、欧州委員会及びメディア・サービス提供者に対する権限を有する加盟国に対して、緊急と考える理由を示しつつ、通知するものとする。

6. 加盟国が第4段落及び第5段落で定める措置を進める可能性を妨げることなく、欧州委員会は、可能な限り速やかに、通知された措置が欧州連合の法に適合するか審査しなければならない。これらの措置が欧州連合の法に適合しないという結論に至った場合、欧州委員会は、問題の加盟国に対して、提案された措置を手控えるか、又は問題の措置を至急終了するよう求めるものとする。

第4条

1. 加盟国は、権限下にあるメディア・サービス提供者に対して、欧州連合の法と適合する場合に限り、この指令により調和された分野に関し、より詳細又は厳格なルールに適合するよう求める自由を留保するものとする。

2. 以下に掲げる場合、

(a) 加盟国が、第1段落の下で、一般公共利益に関する、より詳細又は厳格なルールを採択する自由を行使し、かつ、

(b) 加盟国が、他の加盟国の権限下にある放送事業者が全部又は大部分を自国に向けてテレビジョン放送を提供していると評価するとき。

加盟国は、問題に関する相互に満足できる解決策を実現するため、権限を有する加盟国に連絡することができる。第一の加盟国による証拠に基づく要求を受けて、権限を有する加盟国は、放送事業者に対して、問題の一般公共利益のルールに適合するよう求めるものとする。権限を有する加盟国は、第一の加盟国に対して、当該要求後2ヶ月以内に、その結果を通知するものとする。いずれの加盟国も、第29条に基づき設けられた連絡委員会に事件を検証するよう依頼することができる。

3. 第一の加盟国は、以下のように評価する場合、当該放送事業者に対して適切な措置を採択することができる。

(a) 第2段落の適用により達成された結果が満足できないものであり、かつ、

(b) 問題の放送事業者が、第一の加盟国で開業していれば適用される、この指令により調和された分野における、より厳格なルールを迂回するために権限を有する当該加盟国に開業したとき。

当該措置は、客観的に必要であり、無差別的な方法で適用され、追求する目的に対して比例的であるものとする。

4. 一の加盟国は、以下の条件を満たす場合に限り、第3段落に従って措置を講じることができる。

(a) 当該加盟国が、欧州委員会及び放送事業者が開業した加盟国に対して、評価の根拠を証拠で固めたうえで、措置を講じる意思を通知し、かつ、

(b) 欧州委員会が、当該措置が欧州連合の法に適合しているとともに、特に第2段落及び第3段落の下で措置を講じようとする加盟国によって行われた評価が正確であると認められると決定したとき。

5. 欧州委員会は、第4段落のポイント(a)で定める通知後3ヶ月以内に決定するものとする。欧州委員会が欧州連合の法に適合しないと決定する場合、問題の加盟国は、提案された措置を差し控えるものとする。

6. 加盟国は、適切な方法により、権限下にある放送事業者が、この指令の規定に有効に適合するよう、法の枠組において、措置するものとする。

7. 加盟国は、この指令により調和された分野において、当該加盟国の法体系において認められる範囲で、国内レベルでの共同規制及び／又は自己規制の制度を懲憑するものとする。これらの制度は、関係する加盟国の主な利害関係者に広義に受け入れられるものであり、効果的な執行を提供するようなものとする。

8. 2000/31/EC指令は、この指令に特に規定がない限り、適用されるものとする。2000/31/EC指令の規定及びこの指令の規定が衝突する場合、この指令に特に規定がない限り、この指令の規定が優先するものとする。

第3章

全ての視聴覚メディア・サービスに適用される規定

第5条

1. 加盟国は、権限下にある視聴覚メディア・サービス提供者が、サービスの受信者に対して、少なくとも以下の情報について、容易、直接、永久にアクセス可能とするよう措置するものとする。

(a) メディア・サービス提供者の名前

(b) メディア・サービス提供者が開業した地理的な住所

(c) 電子メールのアドレス又はウェブサイトを含む、メディア・サービス提供者の詳細。これにより、直接かつ効果的な方法により迅速に連絡を取ることが可能となる。

(d) 適用可能な場合、権限を有する規制又は監督団体

第6条

加盟国は、適切な方法により、権限下にあるメディア・サービス提供者によって提供される視聴覚メディア・サービスが、人種、性別、宗教又は国籍を理由とする憎悪の煽動を含まないよう措置するものとする。

第7条

加盟国は、権限下にあるメディア・サービス提供者に、そのサービスが視覚又は聴覚の障害を有する者が徐々にアクセス可能となるよう慫慂するものとする。

第8条

加盟国は、権限下にあるメディア・サービス提供者が、権利者が合意している期限を超えて映画の著作物を伝送しないよう措置するものとする。

第9条

加盟国は、権限下にあるメディア・サービス提供者によって提供される視聴覚商業通信が以下の条件に適合するよう措置するものとする。

(a) 視聴覚商業通信は、そうであることを容易に認識できるようにするものとする。不正な視聴覚商業通信は、禁止される。

(b) 視聴覚商業通信は、サブリミナル技術を使わないものとする。

(c) 視聴覚商業通信は、以下のものとしてはならないこと。

(i) 人間の尊厳に対する敬意を害すること。

(ii) 性別、人種又は民族の起源、国籍、宗教又は信条、障害、年齢又は性的嗜好を理由とする、いかなる差別を含み、又は宣伝すること。

(iii) 健康又は安全を害するような行動を慫慂すること。

(iv) 環境保護に著しく損害を与えるような行動を慫慂すること。

(d) 紙巻きタバコその他タバコ製品のための視聴覚商業通信の形態は、全て禁止されるものとする。

(e) アルコール飲料のための視聴覚商業通信は、特別に未成年者を目的としてはならず、飲料の過度な消費を慫慂してはならないものとする。

(f) メディア・サービス提供者の権限下の加盟国の処方箋でのみ利用可能な医療品や医療行為のための視聴覚商業通信は、禁止されるものとする。

(g) 視聴覚商業通信は、未成年者に対する肉体的又は道徳的な損害を起こさないものとする。このため、視聴覚商業通信は、未成年者の無経験や信じやすい性質を不当に利用して、製品又はサービスを購入し、又は採用することを、直接未成年者に熱心に勧めてはならず、また、広告された製品又はサービスを購入するよう、親や他人を説得することを、直接未成年者を慫慂してはならず、さらに、未成年者が親、教師や他人に持っている特別な信頼を不当に利用してはならず、加えて、危険な状況の中で不合理に未成年者に見せてはならないものとする。

2. 加盟国と欧州委員会は、メディア・サービス提供者に、子供番組に続き、又は挿入される、栄養的又は心理的な効果を有する栄養や成分を含む食品や飲料（特に全体の食事の中で過度な摂取が推薦されない、脂肪、トランス脂肪酸、塩分、砂糖等）の不適切な視聴覚商業通信に関する自己規制のルールを策定するよう慫慂するものとする。

第10条

1. スポンサーされる視聴覚メディア・サービス又は番組は、以下の条件を満たすものとする。

(a) コンテンツ及び時間編成（テレビジョン放送の場合）は、いかなる状況においても、メディア・サービス提供者の責任及び編集の独立性に影響を与えられないようなものとする。

(b) スポンサーされる視聴覚メディア・サービス又は番組は、製品又はサービスの購入又は貸借を直接慫慂しないようなものとする。特に製品又はサービスに関する宣伝的な言及を行わないこと。

(c) 視聴者には、明示的に、スポンサーシップ協定の存在を知らされるようにすること。スポンサーされた番組は、明示的に、番組の冒頭、最中及び／又は最後に、番組にとって適切な方法により、名前、ロゴ及び／又はスポンサーのシンボル（製品又はサービスの言及又は特色のあるサイン）等を示すことによって、その存在が分かるようにすること。

2. 視聴覚メディア・サービス又は番組は、主な活動が紙巻きタバコその他タバコ製品の製造又は販売である事業者によってスポンサーされてはならない。

3. 医療品又は医療行為の製造又は販売を含む活動を行う事業者による視聴覚メディア・サービス又は番組のスポンサーシップは、事業者の名前又は印象を宣伝することができるが、メディア・サービス提供者の権限下の加盟国の処方箋でのみ利用可能な特別な医療品や医療行為を宣伝してはならない。

4. ニュース及び時事問題の番組は、スポンサーされてはならない。加盟国は、子供番組、ドキュメンタリー及び宗教番組の中でのスポンサーシップのロゴの表示を禁止することができる。

第11条

1. 第2段落、第3段落及び第4段落は、2009年12月19日以降に制作された番組のみに適用するものとする。

2. プロダクト・プレイスメントは、禁止されるものとする。

3. 第2段落の規定の適用除外として、プロダクト・プレイスメントは、加盟国が他に定めない限り、以下の場合には認められるものとする。

(a) 映画の著作物、視聴覚メディア・サービスのために作られた映画及びシリーズ、スポーツ番

組並びに軽い娯楽番組の中

(b) 無報酬であって、制作の小道具や賞等、番組に挿入するために無料で提供される物やサービスの場合

ポイント (a) の適用除外は、子供番組には適用されない。

プロダクト・プレイスメントを含む番組は、少なくとも以下の条件を全て満たすものとする。

(a) コンテンツ及び時間編成（テレビジョン放送の場合）は、いかなる状況においても、メディア・サービス提供者の責任及び編集の独立性に影響を与えられないようなものとする。

(b) 製品又はサービスの購入又は貸借を直接慫慂しないようなものとする。特に製品又はサービスに関する宣伝的な言及を行わないこと。

(c) 問題の製品に対して不適切な名声を与えないものとする。

(d) 視聴者は、明示的に、プロダクト・プレイスメントの存在を知らされるようにすること。プロダクト・プレイスメントを含む番組は、適切に、番組の冒頭及び最後並びに広告による中断後番組が再開するとき、視聴者側で混乱が生じないように、その存在が分かるようにすること。

例外的に、加盟国は、問題の番組が、メディア・サービス提供者自身又はメディア・サービス提供者の関連会社によって、制作されておらず、かつ、委託されていない限り、ポイント (d) で定める要件を課さないことができる。

4. いかなる場合であっても、番組には、以下のプロダクト・プレイスメントを含めてはならない。

(a) タバコ製品若しくは紙巻きタバコ又は主な活動が紙巻きタバコその他タバコの製品の製造若しくは販売である事業体のプロダクト・プレイスメント

(b) メディア・サービス提供者の権限下の加盟国の処方箋でのみ利用可能な特別の医療品又は医療行為

第 4 章

オンデマンド視聴覚メディア・サービスのみ適用される規定

第 12 条

加盟国は、権限下にあるメディア・サービス提供者によって提供される、未成年者の肉体的、精神的又は道徳的な発達を阻害するおそれのあるオンデマンド視聴覚メディア・サービスが、通常では、未成年者がそのようなオンデマンド視聴覚メディア・サービスを聞き、又は見られないような方法でのみ利用可能とするための適切な措置を講ずるものとする。

第 13 条

1. 加盟国は、権限下にあるメディア・サービス提供者によって提供されるオンデマンド視聴覚メディア・サービスが、実行可能な場合適切な方法により、欧州作品の制作及び利用を促進するよう措置するものとする。そのような促進は、特に欧州作品の制作及び権利獲得に対する当該サービスによる財政的貢献、及び、オンデマンド視聴覚メディア・サービスにより提供される番組の

カタログにおける欧州作品の割合及び／又は目立たせることに関係付けることができる。

2. 加盟国は、第1段落の施行状況について、2011年12月19日より遅くない日までに、それ以降は4年に1度、欧州委員会に報告するものとする。

3. 欧州委員会は、第1段落の適用について、加盟国から提供された情報及び独立した調査研究に基づき、市場及び技術の発展並びに文化的多様性の目的を考慮したうえで、欧州議会及び理事会对して報告するものとする。

第5章

テレビジョン放送における独占権及び短いニュース報道に関する規定

第14条

1. 各加盟国は、権限下にある放送事業者が、社会にとって、より重要であると考えられるイベントについて、無料テレビジョンのライブ報道又は時差報道によってフォローする可能性を当該加盟国の公衆の相当部分から奪うような、独占的な放送をしないようにする措置を、欧州連合の法に従って講ずることができる。この場合、加盟国は、自国のものであろうとなかろうと、社会にとって、より重要であると考えられるイベントを指定するリストを作成するものとする。当該加盟国は、適切な時期に、明確かつ透明な方法により作成するものとする。また、作成に当たって、当該加盟国は、これらのイベントを、全体若しくは部分的なライブ報道により利用可能なものとするか、又は、公共の利益のために必要若しくは適切な場合、全体若しくは部分的な時差報道により利用可能なものとするかについても決めるものとする。

2. 加盟国は、速やかに、第1段落に従って講じた、又は講じようとする措置を、欧州委員会に通知するものとする。通知から3ヶ月以内に、欧州委員会は、当該措置が欧州連合の法に適合するか確認し、当該措置を他の加盟国に連絡するものとする。欧州委員会は、第29条に従って設置される連絡委員会の意見を求めるものとする。欧州委員会は、講じた措置を欧州連合の官報に直ちに掲載し、少なくとも1年に1度、加盟国によって講じられた措置を統合したリストを公開するものとする。

3. 加盟国は、権限下にある放送事業者が、2007年12月18日以降、第1段落及び第2段落に従って他の加盟国が指定したイベントについて、当該他の加盟国が第1段落に従って決めたところの、全体若しくは部分的なライブ報道、又は公共の利益のために必要若しくは適切な場合の全体若しくは部分的な時差報道によって、他の加盟国の公衆の相当部分が無料テレビジョンでフォローする可能性が奪われないように、当該加盟国の法体系の枠組の適切な方法により、当該放送事業者が購入した独占権を行使しないような措置を講ずるものとする。

第15条

1. 加盟国は、短いニュース報道のため、欧州連合に開業したいかなる放送事業者からも、権限下にある放送事業者によって独占的に伝送される、公衆にとって関心の高いイベントに、公正、合理的、無差別的な条件でアクセスできるよう措置するものとする。

2. アクセスを求める放送事業者と同じ加盟国に開業した他の放送事業者が、公衆にとって高い関心を有するイベントへの独占的な権利を得ている場合、アクセスは、同じ加盟国に開業した他の放送事業者に求めるものとする。

3. 加盟国は、放送事業者が、実行上の理由で不可能でない限り、少なくとも出典を特定したう

えで、伝送する放送事業者の信号の中から、短い抜粋を自由に選択できるようにすることにより、当該アクセスが保証されるよう措置するものとする。

4. 第3段落に対する選択肢として、加盟国は、他の方法により、公正、合理的、無差別的な条件でアクセスを実現する同等のシステムを構築することができる。

5. 短い抜粋は、一般のニュース番組のためだけに利用されるものとするが、同じ番組が同じメディア・サービス提供者によって時差で提供される場合に限り、オンデマンド視聴覚メディア・サービスにおいて利用することができる。

6. 第1段落から第5段落を妨げることなく、加盟国は、自国の法体系及び法慣習に従って、特に補償の調整、短い抜粋の最大限の長さ、伝送に関する時間制限に関し、その短い抜粋の規定に関する手順及び条件を定めるよう措置するものとする。補償の規定に当たっては、その額は、アクセスの提供により直接生じる追加的な費用を越えてはならない。

第6章

テレビジョン番組の配信及び制作の促進

第16条

1. 加盟国は、実行可能な場合適切な方法により、放送事業者が、欧州作品のために、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、テレテキスト・サービス及びテレビショッピングに割り当てられた時間を除く伝送時間の過半の割合を留保するよう措置するものとする。この割合は、放送事業者の情報、教育、文化、娯楽に関する視聴者への責任を踏まえ、適切な基準に基づき、徐々に実現されるべきである。

2. 第1段落で定める割合が達成できない場合、その割合は、当該加盟国の1988年の平均値を下回ってはならない。

ただし、ギリシャとポルトガルに関して、「1988年」は、「1990年」に置き換えるものとする。

3. 加盟国は、1991年10月3日から起算して、2年に1度、欧州委員会に、本条及び第17条の適用に関する報告書を提供するものとする。

報告書は、特に、加盟国の権限となるテレビジョン番組に関する本条及び第17条で定める割合の達成度に関する統計的な説明、割合を達成できない場合のその理由、達成するために採用し、又は努力した措置を含むものとする。

欧州委員会は、他の加盟国及び欧州議会に対して、適切な場合には意見を添えて、報告書を通知するものとする。欧州委員会は、欧州連合の運営に関する条約の規定に従って、本条及び第17条の適用を確保するものとする。欧州委員会は、特に、数年間に達成した進展、番組編成における初放送の作品の割合、新しいテレビジョン放送事業者の特別な環境及び低い視聴覚作品の制作能力又は限定された言語地域を有する国の特定の状況に関することを意見に考慮することができる。

第17条

加盟国は、実行可能な場合適切な方法により、放送事業者が、放送事業者から独立している制作者により創出された欧州作品のために、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、テレテ

キスト・サービス及びテレショッピングに割り当てられた時間を除く伝送時間の少なくとも10パーセントを、又は、選択的に、加盟国の裁量により番組予算の10パーセントを留保するよう措置するものとする。この割合は、放送事業者の情報、教育、文化、娯楽に関する視聴者への責任を踏まえ、適切な基準に基づき、徐々に実現されるべきである。この割合は、最近の作品、すなわち、制作から5年以内に伝送される作品に対する適切なものを指定しなければならない。

第18条

本章は、地方の視聴者のためのテレビジョン放送であって、国のネットワークの一部を形成しないものには、適用しないものとする。

第7章

テレビジョン広告及びテレショッピング

第19条

1. テレビジョン広告及びテレショッピングは、容易に、認識され得るものとし、編集上のコンテンツから区別され得るものとする。新しい広告技術の利用を妨げることなく、テレビジョン広告及びテレショッピングは、視覚的及び／又は音響的及び／又は空間的方法により番組の他の部分から完全に切り離されるものとする。

2. 1本のみ孤立した広告及びテレショッピングのスポットは、スポーツ・イベントの伝送時における場合を除き、例外的なものとする。

第20条

1. 加盟国は、テレビジョン広告及びテレショッピングが番組の間に挿入される場合、当該番組の自然な休止並びに当該番組の長さ及び性格を考慮し、番組の統一性及び権利者の権利が妨げられないよう措置するものとする。

2. テレビジョンのために製作された映画（シリーズ、連続ドラマ及びドキュメンタリーを除く）、映画の著作物及びニュース番組は、少なくとも30分のスケジュールされた時間ごとに1度、テレビジョン広告及び／又はテレショッピングによって中断することができる。子供番組の伝送は、番組のスケジュールされた時間が30分以上の場合に限り、少なくとも30分のスケジュールされた時間ごとに1度、テレビジョン広告及びテレショッピングによって中断することができる。いかなるテレビジョン広告及びテレショッピングも、宗教の番組の間には挿入しないものとする。

第21条

医療行為に対するテレショッピングだけでなく、2001/83/EC指令の意義における市場認可に服している医療品のテレショッピングも、禁止されるものとする。

第22条

アルコール飲料のテレビジョン広告及びテレショッピングは、以下の基準に適合するものとする。

(a) 未成年者に特別に向けられたものでなく、特に飲料を消費する未成年者を描かないこと。

- (b) アルコールの消費を、肉体的パフォーマンスの強化又は運転に結びつかせないこと。
- (c) アルコールの消費が社会的又は性的な成功に寄与するという印象を創出しないこと。
- (d) アルコールが健康に良い性質を持つこと、又は、アルコールが刺激性飲料、鎮静剤、個人的な問題を解決する方法であることを主張しないこと。
- (e) アルコールの極端な消費を懲罰し、又は節制若しくは中庸を否定的に表現しないこと。
- (f) アルコールの度数が高いことを飲料の肯定的な性質として強調しないこと。

第 23 条

1. テレビジョン広告のスポット及びテレショッピングのスポットの一の時計時間(a given clock hour)の割合は、20 パーセントを超えないものとする。
2. 第 1 段落は、放送事業者自身の番組及び当該番組から直接引き出される補助的な製品、スポンサーシップの告知並びにプロダクト・プレイスメントに関連して行われる告知には適用しないものとする。

第 24 条

テレショッピングの表示枠は、視覚的及び音響的な方法等により明確に見分けられるものとし、最低限 15 分連続するものとする。

第 25 条

この指令は、自己の宣伝のみを専門に扱ったテレビジョン・チャンネルだけでなく、広告及びテレショッピングのみを専門に扱ったテレビジョン・チャンネルにも準用するものとする。

ただし、第 20 条、第 23 条及び第 4 章は、これらのチャンネルには適用しないものとする。

第 26 条

第 4 条を妨げることなく、加盟国は、欧州連合の法の当然の観点から、一又はそれ以上の他の加盟国の公衆によって直接又は間接に受信できない、自国の領土のみに向けられたテレビジョン放送に関して、第 20 条 (2) 及び第 23 条の規定以外の条件を定めることができる。

第 8 章

テレビジョン放送における未成年者の保護

第 27 条

1. 加盟国は、権限下にある放送事業者によるテレビジョン放送が、未成年の肉体的、精神的、道徳的な発達を深刻に害するおそれのある番組、特にポルノグラフィ又は理由なき暴力を伴う番組を含まないことを確保するための適切な措置を講ずるものとする。
2. 第 1 段落で定める措置は、放送時間の選択又は技術的な措置によって、伝送される地域の未成年者が当該放送を通常では聞けない、又は見られないことが確保されている場合を除き、未成

年者の肉体的、精神的、道徳的な発達を害しそうな他の番組にも拡大して適用するものとする。

3. また、当該番組が暗号化されずに放送される場合、加盟国は、音響的な警告から開始し、又は、放送時間を通じた視覚的なシンボルの表示によって特定できるよう措置するものとする。

第9章

テレビジョン放送における反論権

第28条

1. 加盟国が民法、行政法、刑法の下に採択した他の規定を妨げることなく、いかなる自然人又は法人も、国籍にかかわらず、正当な利益、特に評判や名誉がテレビジョン番組における不正確な事実の言明によって侵害された場合、反論権又は相当の救済措置が得られるようにしなければならない。加盟国は、反論権又は相当の救済措置の実際の行使がそのために課される不当な条件によって妨げられないよう措置するものとする。反論は、証拠に基づく要求後妥当な時間の範囲内で、要求が言及する放送に関して適切な時間と方法において伝送されるものとする。

2. 反論権又は相当の救済措置は、加盟国の権限下にある全ての放送事業者に対して適用されるものとする。

3. 加盟国は、反論権又は相当の救済措置を創設するために必要な措置を採択するものとし、行使のために従うべき手続を決めるものとする。特に、加盟国は、十分な時間を与えるとともに、他の加盟国に居住又は開業する自然人又は法人によっても適切に権利又は相当の救済措置が行使できる適当な手続とするよう措置するものとする。

4. 反論権又は相当の救済措置の行使の適用は、反論が第1段落に従って定められる条件では正当化されない場合、すなわち、罰すべき行動が含まれているとき、放送事業者に民事訴訟の法的責任を負わせようとするものであるとき又は世間体の標準を逸脱するときには、拒否することができる。

5. 規定は、反論権又は相当の救済措置の行使に関する紛争が司法審査に服させることができる手続となるように定めるものとする。

第10章

連絡委員会

第29条

1. 連絡委員会は、欧州委員会の援助を受けて設置される。委員会は、加盟国の権限を有する当局の代表により構成されるものとする。委員会は、欧州委員会の代表によって議事運営されるものとし、欧州委員会の代表によるイニシアティブ又は加盟国の代表団の求めにより開催される。

2. 連絡委員会の業務は、以下の通りとする。

(a) 指令の適用に関する実際的な問題、特に第2条の適用から生じる実際的な問題及び意見交換が有効と考えられる他の事項に関して、定期的に協議を行うことによって、この指令の効果的な施行を円滑にすること。

(b) 独自の意見を述べるとともに、この指令の加盟国における適用に関して欧州委員会によって求められた意見を述べること。

(c) 加盟国が第 16 条第 3 段落に従って提出しなければならない報告書において取り扱うべき事項及びその方法に関する意見を交換する場とすること。

(d) 欧州委員会が、放送に関する団体、制作者、消費者、製作者、サービス提供者、労働組合の代表及び創造者のコミュニティと行う定期的な協議の結果を議論すること。

(e) 技術分野の関連性のある開発だけでなく、欧州連合の視聴覚政策を考慮した、視聴覚メディア・サービスの規制に関する状況及び動向に関して、加盟国と欧州委員会間の情報交換を円滑にすること。

(f) 意見交換が有効と思われる産業において生じている発展を検証すること。

第 11 章

加盟国の規制団体間の協力

第 30 条

加盟国は、この指令（特に第 2 条、第 3 条及び第 4 条）の適用のために必要となる情報を、特に権限のある独立した規制団体を通じて、加盟国相互及び欧州委員会に提供するための適切な措置を講ずるものとする。

第 12 章

最終規定

第 31 条

この指令が調和しない分野において、この指令は、電気通信又は放送を取り扱う既存の取極から生じる加盟国の権利及び義務に影響を与えないものとする。

第 32 条

加盟国は、この指令が対象とする分野において採択される国内法の主な規定の文書を欧州委員会に連絡するものとする。

第 33 条

2011 年 12 月 19 日より遅くはない日までに、それ以降は 3 年に 1 度、欧州委員会は、欧州議会、理事会、欧州経済社会評議会に対して、この指令の適用に関する報告書を提出するものとし、必要ならば、視聴覚メディア・サービスの分野における動向、特に最新の技術的な動向、産業の競争力及び全ての加盟国におけるメディア・リテラシーのレベルの観点から、この指令に適用させるためのさらなる提案を行うものとする。

報告書は、子供番組に続く、又は挿入されるテレビジョン広告の論点、特にこの指令に含まれる量的及び質的なルールが、要求された保護のレベルに達しているかどうかを評価するものとする。

第34条

89/552/EC 指令は、別表1のパート A にリスト化された指令によって改正されているが、別表1のパート B で定める指令の国内法制化の期限に関する加盟国の義務を妨げることなく、廃止される。

廃止された指令に対する引用は、この指令の引用と解釈されるものとし、別表2の相関表に従って読み替えるものとする。

第35条

この指令は、欧州連合の官報の公表の日の後の20日目に発効するものとする。

第36条

この指令は、加盟国を名宛人とする。

2010年3月10日 ストラスブールにて

欧州議会のために
議長 J. ブゼク

理事会のために
議長 D. ロベス ガリド

別表1及び別表2 (略)

(付記)

本研究は、メディア・コミュニケーション研究所研究プロジェクト「インターネット時代のメディア法の行方」(2017年度、代表者：鈴木秀美教授)の成果の一部である。

(翻訳に当たった参考文献)

一般財団法人日本情報経済社会推進協会「個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する欧州議会及び欧州理事会規則(一般データ保護規則)」(2016年)
米丸恒治「EU電子商取引指令」立命館法学278号1222頁以下(2001年)

井上 淳(慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所准教授(有期))